

厚岸町条例第13号

厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年厚岸町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第2号中「6,000人」を「5,790人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。